

高年齢雇用継続給付金支給申請時の通勤費の按分法

(経路変更等で払い戻しがあった場合)

通勤経路Aで4月～9月の6ヶ月分を3月に支給

6月から通勤経路が変わり、6～9月の4ヶ月分35000円を払い戻し、新たな通勤経路Bで6～11月の6ヶ月分40000円を支給。
※40000円-35000円=5000円

支払月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
通勤費支払	50000円	0円	5000円	0円	0円	0円	0円	0円
按分①	8333円	8333円	8333円	8333円	8333円	8335円		
按分②			-8750円	-8750円	-8750円	-8750円		
按分③			6666円	6666円	6666円	6666円	6666円	6670円
按分計	8333円	8333円	6249円	6249円	6249円	6251円	6666円	6670円

按分①※計算式 $50000円 \div 6 = 8333円 \dots$ 端数2円

按分③※計算式 $40000円 \div 6 = 6666円 \dots$ 端数4円

按分②※計算式 $-35000円 \div 4 = -8750円$

(参考) 60歳到達時賃金証明書記入時の通勤費の按分法

(経路変更等で払い戻しがあった場合)

※離職票や休業開始時賃金月額証明書も同様の考え方です。

通勤経路Aで4月～9月の6ヶ月分を3月に支給

6月から通勤経路が変わり、6～9月の4ヶ月分35000円を払い戻し、新たな通勤経路Bで6～11月の6ヶ月分40000円を支給。
※40000円-35000円=5000円

支払月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月
通勤費支払	50000円	0円	5000円	0円	0円	0円	0円	0円	40000円
按分①		7500円	7500円						
按分②				6666円	6666円	6666円	6666円	6666円	6670円

按分①※計算式 $(50000円 - 35000円) \div (6ヶ月 - 4ヶ月) = 7500円$

按分②※計算式 $40000円 \div 6 = 6666円 \dots 端数4円$